

証明書の取得はコンビニで2~5月は10円に引き下げ

コンビニエンスストア等のマルチコピー機から取得する証明書の手数料を期間限定で10円に引き下げます。ぜひご利用ください。
利用時に必要なもの／マイナンバーカード
※利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)の入力も必要です。
期間／2月1日(出)～5月31日(出)
●10円で取得できる証明書の種類
住民票の写し、印鑑登録証明書、課税証明書、納税証明書 ※戸籍証明書は対象外です。

問 住民記録・戸籍課 ☎5432-2236 FAX 5432-3077

民家園の迎春

内容	日程	会場
鍛冶・初打ち(鍛冶職人の新年の行事を紹介)	1月5日(日)～13日(祝) ※11日(出)午前9時30分～午後3時に鎌等の雛形作りあり。見学のみの。	①
七草(昔の世田谷農家の正月行事を紹介)	1月7日(火)～9日(休)	①
蔵開き(昔の世田谷農家の正月行事を紹介)	1月7日(火)～11日(出)	①②
小正月(昔の世田谷農家の小正月行事を紹介)	1月11日(出)～19日(日) ※11日(出)午前10時～正午にお供え物作り(蒭玉)あり。見学のみの。	①
恵比須講(昔の世田谷農家の行事を紹介)	1月12日(日)～19日(日) ※12日(日)午前10時～正午にお供え物作り(そば)あり。見学のみの。	①
節分(昔の世田谷農家の節分行事を紹介)	1月26日(日)～2月2日(日)	①
コト八日(昔の世田谷農家の年中行事を紹介)	2月1日(出)～8日(出)	①②
人日(旧暦の節句にあわせ主屋に草花を展示)	2月1日(出)～6日(休)	①
茅葺きの技術(茅葺き屋根や職人の技術について解説や実演など) 区HPQ 18959	2月2日(日)午前10時～午後3時	②

いずれも午前9時30分～午後4時30分
※鎌等の雛形作り、お供え物作り(蒭玉、そば)、茅葺きの技術を除く。

場・問 ①次大夫堀公園民家園 ☎・FAX 3417-8492
②岡本公園民家園 ☎・FAX 3709-6959

マイナンバーカード交付申請書の再発行がWebで申請できるようになりました

専用のオンライン申請フォームから申請することで、窓口に行かなくても交付申請書を取り寄せることができます。
オンライン申請の注意事項
●世田谷区に住民登録のある方が対象です。
●申請書の請求は、申請者や申請者と同一世帯の方に限ります。
※1回の請求で申請可能なのは、申請者を含め最大5人までです。
※15歳未満の方は、ご自身で請求することはできません。15歳以上の同世帯員が申請してください。
●申請書は、本人宛に普通郵便(転送不要)で送付します。
※住民登録地以外にお送りすることはできません。
※郵便局に転送の届け出をしている場合、送付できません。

問 区マイナンバー制度コールセンター ☎03-3570-5031 FAX 044-555-4880 区HPQ 20313

無戸籍でお困りの方への重要なお知らせ

改正民法の施行により、6年4月1日より前に生まれた方やその母も、同日から1年間に限り、父子関係を否認する訴え(嫡出否認の訴え)を提起することができます。訴えを提起できる期間が限定されていますので、無戸籍でお困りの方は、法務局や市区町村の戸籍窓口にご相談ください。

問 東京法務局 ☎5213-1344、区総合支所区民課戸籍係(世田谷 ☎5432-2825 FAX 5432-3031、北沢 ☎5478-8041 FAX 5478-8004、玉川 ☎3702-1136 FAX 3702-0942、砧 ☎3482-1326 FAX 3482-1655、烏山 ☎3326-8293 FAX 3326-1050)

第46回新年子どもまつり

内容／新潟県十日町市松代から届いた雪を使った「雪のすべり台」や「かまくら」が世田谷公園に登場(工作ブースや体験コーナーもあり)
日 1月12日(日)午前10時～午後3時(荒天中止)
場 世田谷公園 日
担当＝生涯学習課

雪のすべり台

問 せたがやコール

自転車の「ながらスマホ」「酒気帯び運転」はやめましょう

改正道路交通法の施行により、6年11月1日から自転車の「ながらスマホ」と「酒気帯び運転」の罰則が強化されました。どちらも重大な交通事故につながる危険な違反行為です。絶対にやめましょう。

ながらスマホ

禁止事項
①自転車運転中、スマートフォン等で通話すること。
②自転車運転中、スマートフォン等に表示された画面を注視すること。
※自転車に取り付けたスマートフォン等の画面を注視することも禁止です。

ペダル付原動機付自転車(モペット)の取扱いが明確化されました
改正道路交通法の施行により、6年11月1日からペダル付原動機付自転車(モペット)の取扱いが明確化されました。
原動機のモーターを使用せず、ペダルのみで走行する場合でも、自転車の扱いにはなりません。原動機付自転車または自動車の交通ルールが適用されます。
運転免許証の所持、乗車用ヘルメットの着用、自賠責保険への加入など、必要な条件を満たさずに公道を走行した場合、道路交通法違反等の罪に問われることになります。

交通安全自転車課 ☎6432-7966 FAX 6432-7996

酒気帯び運転

禁止事項
①酒気を帯びた状態で自転車を運転すること。
②自転車の酒気帯び運転をするおそれがある者に酒類を提供、または飲酒を勧めること。
③自転車の酒気帯び運転をするおそれがある者に自転車を提供すること。
④酒気を帯びていることを知りながら、自転車で自分を送るよう依頼して同乗すること。
※アルコールの影響により正常な運転ができない「酒酔い運転」は、以前から違反行為です。

12

●区公式YouTubeチャンネルでは、区の施策やイベント、地域の取組みなどを紹介しているほか、区長記者会見の生中継など、様々なジャンルの動画を公開しています。

再生紙を使用しています